

件名	松前町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
主管課	福祉課
関係課	なし
改正対象	松前町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例（平成 29 年松前町条例第 22 号）
根拠法令等	
改正理由	令和 2 年度に岡田小学校放課後児童クラブを新築するため、設置規定の位置の変更を行う。
改正の主な内容	位置を松前町大字西高柳 156 番地の 3 に変更する。 ただし、竣工、完了検査、引渡しが 5 月末頃まで遅れる見込みのため、施行日を令和 2 年 6 月 1 日とする。
施行日	令和 2 年 6 月 1 日
<b>【その他参考事項】</b>	